

鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター教員の選考に関する選考方針

令和7年4月17日
運営委員会承認

(趣旨)

第1条 鳥由来感染症グローバルヘルス研究センターの専任教員（以下「教員」という。）の選考は、鳥取大学教員選考基準（昭和31年鳥取大学規則第7号）、鳥取大学教員選考に関する基本方針（平成14年4月4日鳥取大学評議会承認）、鳥取大学教員選考に関する基本方針の運用について（平成14年4月4日鳥取大学評議会承認）、鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター規則（令和7年鳥取大学規則第8号）及び鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター教員選考規則（令和7年4月17日鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター規則第1号）によるほか、この方針により行うものとする。

(選考方針)

第2条 鳥由来感染症グローバルヘルス研究センターの教員は、原則として公募により選考し、公募要領には、その人事案件における職務内容及び応募資格を明記することとする。選考においては、その職務内容及び応募資格を考慮の上、第4条から第7条に定める各職位に対してそれぞれ教員に求められる資格を有する者から選考する。

(業務)

第3条 鳥由来感染症グローバルヘルス研究センターの教員は、以下の業務を行う。

- 一 鳥由来感染症の制御に関する業務を実施する。
- 二 薬剤耐性の制御に関する業務を実施する。
- 三 野生動物の生態に関する業務を実施する。
- 四 前各号に精通した人材の育成に関する業務を実施する。
- 五 鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター規則に定める目的を達成するために必要な業務を実施する。

(教授の資格)

第4条 教授は、次の各号に該当する者とする。

- 一 「博士」の学位（外国における授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有する者であって、別表に定める研究業績の基準を満たしている者
- 二 前条に規定する業務に関し特に優れた業績を有する者
- 三 前条に規定する業務に関し特に優れた専門的な知識及び経験を有すると認められる者
- 四 鳥取大学鳥由来感染症グローバルヘルス研究センターの管理・運営等に携わる強い意欲を有する者

(准教授の資格)

第5条 准教授は、次の各号に該当する者とする。

- 一 「博士」の学位を有する者であって、別表に定める研究業績の基準を満たしている者
- 二 第3条に規定する業務に関し優れた業績を有する者
- 三 第3条に規定する業務に関し優れた専門的な知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第6条 講師は、次の各号に該当する者とする。

- 一 「博士」の学位を有する者であって、別表に定める研究業績の基準を満たしている者
- 二 第3条に規定する業務に関し業績を有する者
- 三 第3条に規定する業務に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教は、次の各号に該当する者とする。

- 一 「修士」以上の学位を有する者であって、別表に定める研究業績の基準を満たしている者

二 第3条に規定する業務に関し必要な知識及び経験を有すると認められる者

第8条 第4条第1号、第5条第1号、第6条第1号及び前条第1号により定める別表の研究業績の基準については、当該基準を満たしていない者であっても、次の各号に掲げるいずれかの優れた個人業績を有すると鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター運営委員会が認めたときは、当該基準を満たす者とみなすことができる。

- 一 大学教員以外の実務経験を含む教育研究上有用な優れた実績
- 二 学内外で評価の高い教育研究業績
- 三 大学等の組織における管理・運営等に関する顕著な実績
- 四 地域貢献事業や国際交流等に関する顕著な実績
- 五 実用価値の高い特許申請
- 六 学会賞等の受賞
- 七 その他鳥由来感染症グローバルヘルス研究センター運営委員会が適当と認めた業績

(雑則)

第9条 研究力強化戦略室の専任教員の選考に関し必要な事項は別に定める。

(別表) 研究業績の基準

職 種	学術論文総数	左のうち最近5年間に 発表された学術論文
教 授	30編以上 (筆頭著者5編以上)	7編以上 (筆頭著者2編以上)
准教授 講 師	10編以上 (筆頭著者3編以上)	3編以上 (筆頭著者1編以上)
助 教	3編以上 (筆頭著者1編以上)	2編以上

(1) 学術論文は、Web of Science又はPubMed (Medline) に収録されている学術雑誌（インパクトファクターを有している雑誌に限る。）に掲載された英語論文に限る。

(2) Corresponding authorである場合及び共著者であっても、論文における貢献度が筆頭著者と同等又は準ずると明記してある場合は、筆頭著者と同様に取り扱う。

附 則

この方針は、令和7年4月17日から施行する。